



News 2月号 News 2月号

麻布M&Aセンター・株式会社叶光 (ToKo)

飯島総合会計事務所

発行人/飯島 一郎 今月編集者/蛭川 邦弘

〒106-0046 東京都港区元麻布3-2-19-4F

Tel : 03-5775-1631 Fax : 03-5775-1632

URL : <http://www.is-tax.co.jp/>

☆事業復活支援金について☆

令和4年1月31日から事業復活支援金の申請受付が始まりました。申請期限は令和4年5月31日です。給付対象は下記の①と②をいずれも満たす中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者です。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月（対象月）の売上高が、下記の基準期間の任意の同じ月（基準月）の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

1. 基準期間については下記の期間です。

- 2018年11月～2019年3月
- 2019年11月～2020年3月
- 2020年11月～2021年3月

2. 給付金上限額について

- 個人事業主は下記の通りです。
- 売上減少率が50%以上の場合 50万円
- 売上減少率が30%以上50%未満の場合 30万円
- 法人は年間売上高によって上限額が異なります。
- 売上減少率が50%以上の場合
 - ・年間売上高1億円以下 100万円
 - ・年間売上高1億円超5億円以下 150万円
 - ・年間売上高5億円超 250万円
- 売上減少率が30%以上50%未満の場合
 - ・年間売上高1億円以下 60万円
 - ・年間売上高1億円超5億円以下 90万円
 - ・年間売上高5億円超 150万円

※年間売上高は、基準期間の基準月の売上を含む事業年度の売上高です。

3. 時短要請等に応じて協力金等を受給した場合

対象月中に時短要請等に応じて協力金等の受給をした場合には、対象月の月間事業収入に加えます。協力金等を受給しても、売上高が減少していれば受給の対象となります。

一時支援金又は月次支援金を既に受給している場合には申請手続きが簡略化されます。受給していない場合には、書類の準備及び登録確認機関の事前確認が必要です。登録確認機関については、当事務所も登録しています。詳しくは下記を参照して下さい。

<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp>

登録確認機関の事前確認料について、当事務所の関係先については無料とさせて頂いております。

当事務所の申請代行については、4月以降を予定しております。

詳しくは担当者にお尋ね下さい。

☆コラム(飯島のつぶやき) ☆

営業力は人柄に出る

どの世界でも営業でトップになる人は共通の特性があります。

それは人柄です。これが何よりも大切なんです。

私がお付き合いしている当事務所とのかかわりがある人で、気が合っただまに食事に行ったり、飲みに行ったりする人がいます。

彼らは決して下記のようなことはありません。

- ・横柄とか
- ・無表情とか
- ・嘘つくとか
- ・笑わないとか
- ・上から目線とか
- ・威張っているとか
- ・異性にだけ態度変えるとか
- ・相手の話を聞いていないとか
- ・待ち合わせ時間に遅れるとか
- ・偉い人にだけヘコヘコするとか

こんなことをしている人はどんなに頭がよくても一緒に仕事をしたくないです。

基本的なことを守れた上で人間性は決まるものです。

豆まきの意味

日本が農業政策だった頃、立春の前日に五穀(米・麦・粟・黍・豆)を巻いて豊穰を願ったそうです。

その中で「豆」は厄災を払う「魔滅」に繋がりました、豆を炒る(魔滅を射る)に繋がると考えられたのが始まりだそうです。

「鬼は外、福は内」大きな声で叫ぶのも、心の健康に役立つかも知れません。

今月の一言

『一隅照千里』

最澄(平安時代の僧、日本の天台宗の開祖)

すべての人がそれぞれの分野で全力を尽くすこと(守一隅)が、結局は国全体を照らすこと(照千里)になる。

つまりは「目の前のことに全力を尽くすこと」がなにより大事ということ。

最初は小さな世界かもしれない、小さな仕事かもしれない、小さな片隅の役割かもしれない。

けれど、そこを深掘りして全力つくしたら(並大抵でない努力も含めて)それはもう、他の人よりも、その世界のスペシャリストになれる。

しいてはもっと広い世界で多くの人を照らすことができる。